

解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対し、日本が戦争できる国にする策動に強く抗議する

2014年5月21日 大田区職労執行委員会

5月15日（木）、安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が安倍首相に報告書を提出、これまで歴代内閣が認めてこなかった「集団的自衛権行使」を容認する提言を行った。

今回の安保法制懇が提言した「集団的自衛権行使容認」は憲法の解釈を大きく変えるものです。歴代の内閣は憲法9条の解釈について、現憲法では集団的自衛権行使は認められないとの見解を取ってきました。戦後一貫して認められてこなかった「集団的自衛権行使」を首相の私的諮問機関が提言し、閣議で解釈改憲することはこれまでの国会での民主的な議論を真っ向から否定するものです。

内閣によって都合のいいように解釈できれば、内閣が替わる度に憲法の解釈が変わることにもなりかねません。内閣の裁量で憲法の根幹が骨抜きにされ、「立憲主義」（憲法は国をしばる法律）がないがしろにされてしまいます。日弁連会長が集団的自衛権行使容認に反対する声明を発表、日本ペンクラブの浅田次郎会長も「民主的な手順をまったく踏まない首相の政治手法は非常識」との声明を発表しました。さらに、歴代内閣法制局長官や元自民党幹事長などから「解釈改憲により集団的自衛権行使を容認するべきでない」との声が広がっています。

「安保法制懇」の「報告書」では集団的自衛権行使について「必要最小限度」のものに限定するとしていますが、その発動は「政府が責任を持って判断すべき」とされ、結果として、海外での武力行使が際限なく拡大できることとなります。また、「報告書」で「具体的な行動事例」をあげていますが、その内容は非現実的なものや、仮に起こった場合、個別的自衛権で対応できるものも含まれています。今回の事態は国民に不安を煽り、集団的自衛権行使容認を押しつけようとするもので、到底許すことはできません。

憲法第99条は、天皇から地方公務員に至るまで「公務」に携わる者に対し憲法遵守擁護の義務を負わせています。私たちは大田区職員として採用されるにあたり、憲法遵守と擁護する宣誓書を提出します。当然のことながら安倍首相は憲法を遵守し擁護する立場にあります。首相の私的諮問機関の報告に基づいて解釈改憲しようとすることはあってはならないことです。

いま、国民の過半数は集団的自衛権行使に反対しています。時事通信が行った調査で、解釈改憲で集団的自衛権行使容認は2割弱に留まっています。

今、北朝鮮や中国の脅威が報道されていますが、これらの問題の解決は武力ではなく、話し合いにより解決していくことが重要です。尖閣問題でもアメリカのオバマ大統領は日中両国が対話による平和的な話し合いにより解決することを求めています。また、東アジアの国々では国際問題は軍事でなく平和的な話し合いにより解決していくことを求める動きが強まっています。

大田区職労は憲法9条を守り、民主国家の根幹である立憲主義を否定する解釈改憲による集団的自衛権行使容認に反対し、日本が戦争できる国にしようとする策動に強く抗議するものです。